

(定款附属書)

○宮崎県北部農業共済組合総代選挙規程

(被選挙権者)

第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被補佐人
- (3) 破産者で復権のできない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙の場所)

第2条 選挙は、総会又は総会外において行うものとし、総代会において行うことができない。

- 2 選挙を総会外で行うときは、附表第1に掲げる投票区、投票所及び開票所を設けて行うものとする。

(選挙区制)

第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

- 2 前項の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の数は、附表第2で定める。

(選挙の期日)

第4条 任期の満了による選挙は、当該任期の満了の日の60日前から7日前までの間に行う。

- 2 第19条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

(選挙の通知及び公告)

第5条 この組合は、総会において選挙を行う場合には選挙期日の10日前までに、総会外において選挙を行う場合には選挙期日の20日前までに各組合員に選挙の通知をし、かつ、5日前までに選挙の公告をするものとする。

- 2 前項の通知及び公告には、選挙の期日、投票の開始及び終了の時間、投票すべき場所並びに選挙する総代の数を記載するものとする。

(総代の立候補等)

第6条 組合員でなければ総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の公告のあつた日から選挙期日の3日前までの間に、その旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。
- 3 総代の立候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。
- 4 この組合は、総代の候補者となつた者（以下、総代の候補者という。）の住所及び氏名並びに立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに公告し、かつ、

選挙の当日総会の会場又は投票所に掲示するものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなつた場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもつてこの組合に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあつた日以後において前項の届出があつた場合には、この組合は、直ちにその旨を公告するものとする。

(選挙管理者等)

第7条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに組合長が理事会の議決により、組合員の中から本人の承諾を得て、それぞれ指名する。

- 2 第2条第2項の規定により投票区を設けたときは、前項の投票管理者及び投票立会人は、投票区ごとにこれを指名するものとする。
- 3 選挙管理者は開票管理者を、選挙立会人は開票立会人をそれぞれ兼ねることができる。
- 4 総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(投票管理)

第8条 投票管理者は、投票立会人の立会いのうえ、投票を管理し、投票の終了の時間において投票を締め切り、投票箱を封印して投票立会人とともに記名押印し、開票所において開票管理者に引き渡さなければならない。

(開票管理)

第9条 開票管理者は、前条の規定による投票箱の引き渡しを受けたときは、遅滞なく開票所において、開票立会人の立会いのうえ、投票箱を開き、投票を点検し、投票の効力を決定して、得票者の氏名及び得票数を選挙管理者に報告しなければならない。

(選挙管理)

第10条 選挙管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人の立会いのうえ、その報告を調査し、各人の得票数を計算し、当選者を決定する。

- 2 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙終了後遅滞なく、それぞれの担当したところから従つてその次第を記載した選挙録、投票録及び開票録を作成し、これにそれぞれの立会人とともに署名又は記名押印し、選挙録には当選人及び平均当選得票数(選挙すべき総代の数で有効得票の総数を除して得た数をいう。以下同じ。)の6分の1以上の得票率を得た者で当選人とならなかつたものの名簿を、投票録には有効無効に区別した投票紙をその他関係書類とともに添えてこの組合に提出しなければならない。
- 3 第7条第3項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねている場合には、開票に関する次第は、選挙録中にあわせて記載することができる。
- 4 第2項の規定により提出のあつた書類は、少なくとも当該選挙にかかる総代の任期満了まで、組合において保存しなければならない。

(選挙の方法)

第11条 選挙は、投票により行うものとし、投票は、組合員1人につき1票とする。ただし、候補者が選挙すべき当該総代の定数以内であるときは投票は行わない。

2 前項の投票は、所定の投票用紙に候補者1名の氏名を自書して無記名とするものとする。

3 身体の故障又は文盲により、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第2項及び第14条第8号の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

4 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該選挙人の投票を補助すべき2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者1名の氏名を記載させ、他の1人をこれに立会わせなければならない。

(投票できない場合)

第12条 投票管理者が第8条の規定により投票を締め切つたときは、その後に投票することはできない。

2 組合員名簿に記載されていない者は、投票することができない。

3 選挙権を有する者であつて選挙の通知を受けず、又は自己の氏名が組合員名簿に記載されていないものは、第5条に規定する選挙期日の公告の日から選挙の期日の前日までの間に、この組合に、申し出なければならない。

4 前項の申出があつたときは、選挙の通知又は組合員名簿の記載があつたものとみなす。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

(無効投票)

第14条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者の氏名以外の事項を記入したもの(職業、身分又は敬称の類を記入したものを除く。)
- (3) 候補者が何者であるかを確認し難い氏名を記入したもの
- (4) 被選挙権のない者の氏名を記入したもの
- (5) 1投票中に候補者2人以上の氏名を記入したもの
- (6) 当該選挙区に住所を有しない候補者の氏名を記入したもの
- (7) 第19条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつている者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの
- (8) 候補者の氏名を自書しないもの

(当選人)

第15条 有効投票(投票区ごとの有効投票。以下同じ。)の最多数を得た者以下所

定の員数までの者を当選人とする。ただし、平均当選得票数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じ場合には、選挙管理者は、選挙立会人の立会いのうえ、くじで定めるものとする。

3 第11条第1項ただし書の規定により投票を行わなかつた場合は、当該候補者を当選人とする。

(当選人決定の通知及び公告)

第16条 当選人が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を發した日から5日以内に当選を承諾する旨を記載した書面の提出がないときは、この組合は当選人が当選を辞したものとみなす。

3 前項の場合、当選人が被選挙権を失い、若しくは死亡した場合又は法第142条の7の規定による当選の取消しがあつた場合には、選挙管理者は、直ちに前条の例によつて当選人を定めなければならない。

4 選挙管理者は、第2項の期間満了の日の翌日当選人の住所及び氏名を公告しなければならない。前項の規定により変更があつたときも同様とする。

(就任)

第17条 当選人は前条第4項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選挙が知事の認可を停止条件とする場合は認可のあつた日の翌日のいずれか最も遅い日に総代に就任するものとする。

(再選挙)

第18条 当選人がない場合、所定の員数に満たない当選人しか得られない場合(第17条第3項の規定により当選人を定めることができる場合を除く。)又は有効投票数が投票権者総数(選挙区ごとの投票権者総数)の5分の1に達しない場合には、不足する員数についての再選挙を直ちに行わなければならない。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

(総代の欠けた場合の繰上補充)

第19条 総代の欠員が当該総代の選挙の期日から6か月以内に生じた場合において、平均当選得票数の6分の1以上の得票数を得た者で当選人とならなかつたものがある時は、組合長は、第16条の例により、当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第16条及び第17条の規定を準用する。

(補欠選挙)

第20条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が総代の定数の3分の1未満であるとき又は総代に欠員を生じたときが総代の任期満了前3か月以内であるときは、総代の総数が30人未満となつたときを除き、補欠選挙を行わないことができる。

2 前項の場合には、前条までの規定を準用する。

附 則

この規程は、宮崎県知事の認可のあつた日から施行する。

附 則

この規程の変更は、宮崎県知事の認可のあつた日から施行する。

附 則

この規程の変更は、宮崎県知事の認可のあつた日から施行し、平成20年4月1日以降を任期とする総代の選挙から適用する。

附表第1

投 票 区	投 票 所	開 票 所
延 岡 市	延岡センター	宮崎県北部農業共済組合本所
日 向 市	日向センター	
門 川 町		
美 郷 町		
諸 塚 村		
椎 葉 村		
高 千 穂 町	西臼杵センター	
日 之 影 町		
五 ヶ 瀬 町		

附表第2

選挙区	総代定員
延岡	11
南方	6
北方	6
北川	3
北浦	2
日向	6
門川	4
東郷	6
南郷	4
西郷	4
北郷	3
諸塚	2
椎葉	2
高千穂	17
日之影	7
五ヶ瀬	6